

福祉

難病患者等日常生活用具給付

難病患者等に対し、特殊寝台などの日常生活用具を給付します。

対 特定疾患(小児慢性含む)患者または遷延性意識障害者で、県の認定を受け、介護保険法、老人福祉法および身体障害者福祉法等の施策の対象とならない人で要件に該当する人 ※自己負担が生じる場合があります。

☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎23-6012 または各総合支所保健福祉課

障害者(児)補装具費、日常生活用具支給制度

対 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人

内 障害の程度・種類に応じて、体の失われた部分や障害を補う補装具(装具、車いすなど)、日常生活を支援するための日常生活用具(ストマ、紙おむつなど)を支給します。

¥ 原則一割負担(月上限あり)

☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎23-6012 または各総合支所保健福祉課

障害者のタクシー利用料金助成、自動車等燃料費助成

対 平成19年度未交付の人で、次の要件に該当する、世帯全員が市県民税非課税の人

●**福祉タクシー券** 身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級、精神障害者福祉手帳1級・2級、療育手帳Aの人

●**心身障害者自動車等燃料費助成**

①身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級、精神障害者福祉手帳1級・2級の人で自動車等を所有し運転している人、または障害者のために運転する人が同一世帯にいる人 ②身体障害者手帳下肢障害3級の人で自動車等を所有し運転している人 ③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人、または18歳未満で身体障害者手帳1級・2級、内部障害3級の人のうち障害者のために運転する人が同一世帯にいる人

内 タクシー券または燃料費助成のどちらかを月4枚(タクシー券1枚600円、燃料費1枚500円)

持 ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ②印鑑 ③車検証、免許証(燃料費助成のみ)

申 随時
※申請時に社会福祉施設に入所している人、3か月以上入院している人は対象になりません。

☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎23-6012 または各総合支所保健福祉課

高齢者外出支援サービス(タクシー利用券)事業

対 平成19年度未交付の人で、次の要件をすべて満たす人 ①高齢者(65歳以上)のみの世帯の人(対象高齢者以外の世帯員が18歳未満、または療育手帳Aの交付を受けている場合を含む) ②要介護等認定において要支援または要介護の認定を受けている人 ③市県民税非課税世帯または生活保護を受けている世帯 ※障害者福祉タクシー利用券、心身障害者自動車等燃料費助成券の交付を受けている人、申請時に社会福祉施設(ケアハウスは除く)に入所している人、3か月以上入院している人は対象になりません。

内 月2枚(初乗り料金相当額)

持 印鑑

申 随時

☎ 高齢介護課高齢福祉係 ☎23-6085 または各総合支所保健福祉課

中途失聴覚者・難聴者のトータルコミュニケーション教室

時 11月17日(木) 午前10時~正午

所 ふるさとプラザ(古川駅前)

内 要約筆記付き手話・読話教室

対 中途失聴者・難聴者およびその家族

申 11月9日(金)

☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎23-6012

国民年金

退職したときは保険料の特例免除があります

申請する年度または前年度に退職の事実があるときは、特例免除の申請ができます。審査の対象となる所得に退職した人の所得は含まれませんが、配偶者や世帯主に一定以上の所得がある場合は免除が認められない場合があります。申請には、離職票または雇用保険受給資格者証などの写しが必要です。詳しくはお問い合わせください。

特例免除のメリット ①免除承認期間は障害年金や遺族年金の対象になります。②免除期間の保険料は10年間は追納することができます(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度以降に納付する場合は、経過期間に応じた加算額あり)。

申 市民課国民年金係、各総合支所市民税務課

☎ 古川社会保険事務所 ☎23-1200



献血

※献血をする人の本人確認を行いますので、運転免許証または健康保険証、パスポートなどをご持参ください。
☎ 社会福祉課 ☎23-6012 または各総合支所保健福祉課

◆古川地域

- ▶ 11月14日(水) ヨークベニマル古川南店 午後1時30分~4時30分
- ▶ 11月17日(土) ロックタウン古川 午前10時~正午、午後1時~4時30分 定点献血
- ▶ 11月21日(水) 古川学園高等学校 午前9時~正午、午後1時~4時
- ▶ 11月25日(日) ヨークベニマル古川福浦店 400ml献血限定 午前10時~正午、午後1時~4時30分

◆松山地域

- ▶ 11月5日(月) (株)一ノ蔵 午前10時~正午 松山高等学校 午後1時30分~3時30分

◆岩出山地域

- ▶ 11月20日(火) あ・ら・伊達道の駅 午後1時~4時

土・日曜日、祝日の献血は、18歳以上の人は原則400ml献血のみです。毎月第3土曜日はロックタウン古川に献血車がきます。会場では骨髄バンクドナー登録も行っています。

時 期間・日時
所 場所
内 内容

対 対象・資格
定 定員・募集人員
¥ 費用・受講料など

持 持ち物
申 申込方法・期限
他 その他

請求していない人はお早めに ~戦没者特別弔慰金、恩給欠格者等特別慰労品について~

戦没者等の遺族の皆さんへ 第8回特別弔慰金の請求について

支給の対象になる人 戦没者等の死亡当時の遺族で平成17年4月1日において、三親等内の人(1人)。ただし、遺族内での優先順位などの要件がありますので、下記へお問い合わせください(注:公務扶助や遺族年金等の受給を受けている場合は請求できません)。

内 10年間で額面40万円の国債券を支給

持 印鑑、身分証明書(免許証、保険証など)

申し込み期限は平成20年3月31日です(注:期限を過ぎると時効により権利が消滅します)

▶申請・お問い合わせは、**お住まいの地域の社会福祉課または各総合支所保健福祉課へ**

古川地域の人 社会福祉課地域福祉係 ☎23-6012

各総合支所保健福祉課

松山地域の人 ☎55-5020 三本木地域の人 ☎52-2114 鹿島台地域の人 ☎56-9029

岩出山地域の人 ☎72-1214 鳴子温泉地域の人 ☎82-3131 田尻地域の人 ☎38-1155

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆さんへ 特別慰労品の贈呈について

贈呈の対象になる人 旧軍人で、恩給を受けていない恩給欠格者、戦後旧ソ連邦やモンゴル国に強制抑留された人、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げられた人(本人)に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣の「特別慰労品」を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた人、書状を受ける資格があったにも関わらず請求していなかった人も対象になります。

持 特別慰労品請求書、住民票

申し込み期限は平成21年3月31日です

▶申請・お問い合わせは **平和祈念事業特別基金へ**

〒162-8672 東京都新宿区若松町19-1 ☎0120-234-933

※請求書は社会福祉課、各総合支所保健福祉課でも配布しています。

	対象者および区分	特別慰労品
恩給欠格者	外地等における勤務経験を有し、恩給法令でいう加算年を含めた在職年が3年以上の人または実在職年が1年以上の人	旅行券等引換券(5万円相当)または置時計、万年筆、文箱、盾のいずれか
	外地等における勤務経験を有しないが、実在職年が1年以上の人	旅行券等引換券(3万円相当)または銀杯
戦後強制抑留者	戦後旧ソ連邦またはモンゴル国の地域での強制抑留された人	旅行券等引換券(10万円相当)または置時計
引揚者	特別交付金の受給を受けた引揚者の人	銀杯

平成20年度から平成22年度までに市が発注する小規模工事等(50万円以下)の受注を希望する法人・個人の登録申請を受け付けます

【対象】 市内に主たる事業所を有し、市税を完納している人(個人、法人、建設業許可の有無などは問いません)

【登録できる業種】

- 建築関係** ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装(カーテン、カーペット)、塗装、施錠、タイル、ブロック、雨といなど
- 設備関係** 電気器具、配線、照明、放送機器、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水詰まりなど
- 土木関係** 防護柵、舗装、土工など

【登録有効期間】 平成20年4月1日~平成23年3月31日(3年間)

【申請受付期間】 11月15日(木)~12月20日(木) 午前9時~午後4時(土・日曜日、祝祭日を除く)

【必要書類】

- 法人の場合** ①申請書 ②登記事項証明書(写し可) ③代表者印の印鑑証明(写し可) ④市税に未納がないことの証明 ⑤返信用封筒(あて名明記、80円切手貼付) ※登録通知書が必要な場合のみ提出 ②~④は申請時3か月以内のもの
- 個人の場合** ①申請書 ②市税に未納がないことの証明(申請時3か月以内のもの) ③返信用封筒(あて名明記、80円切手貼付) ※登録通知書が必要な場合のみ提出

【申請方法】 直接持参のうえ提出(郵送での受付は行いません。申請には申請内容について説明できる人が来庁してください)

【配布方法】 申請書は、契約管財課および各総合支所総務課で配布

【登録できない法人・個人】 ①大崎市内に主たる事業所または住所を有していない ②破産者で復権を得ていない ③大崎市長約規則に基づく競争入札参加資格者名簿(有資格者名簿)に登録されている ④希望する業種を履行するため必要な資格、免許等を有していない(例:電気工事、管工事、消防施設工事) ⑤市税を滞納している

☎ 契約管財課入札契約係 ☎23-5177